令和８年１１月２７日招集

第４回狭山市議会定例会議案

目　　次

議案番号	件　　名	ページ
第７７号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	３
第７８号	狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	５
第７９号	狭山市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例	６
第８０号	狭山市税条例の一部を改正する条例	７
第８１号	狭山市こども医療費支給条例の一部を改正する条例	１１
第８２号	狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例	１２
第８３号	狭山市市民交流センター及び狭山市駅西口市民広場の指定管理者の指定について	１３
第８４号	狭山市立山王小学童保育室の指定管理者の指定について	１５
第８５号	埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について	１６
第８６号	令和８年度狭山市一般会計補正予算（第３号）	１８
第８７号	令和８年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	１９
第８８号	狭山市立柏原中学校除湿温度保持工事（機械設備）請負契約の締結について	２０
第８９号	市道路線の廃止について	２１
第９０号	市道路線の認定について	２２
第９１号	市道路線の認定について	２３

議案第７７号

人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員候補者に推薦したいので、議会の意見を求める。

記

住　　所　　（略）
氏　　名　　入　子　福　司
生年月日　　（略）

令和８年１１月２７日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

人権擁護委員入子福司氏は、令和９年３月３１日をもって任期満了となるが、同氏を再推薦することについて議会の意見を求めたいので、人権擁護委員法第６条第３項の規定により、この案を提出するものである。

議案第７８号

狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

別表第２の４の項中「うち日常生活に必要な用具の給付等」を「実施」に改める。

附　則

この条例は、令和９年１月１日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による地域生活支援事業の実施に係る個人番号利用事務を拡大するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第７９号

狭山市認可地縁団体印鑑条例の一部を改正する条例

狭山市認可地縁団体印鑑条例（平成６年条例第２０号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第１９条第１項第１号へ」を「第１８条の３第１項第６号」に改める。

第４条第１項中「第２１条第２項」を「第１８条の３第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

地方自治法施行規則の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第８０号

狭山市税条例の一部を改正する条例

狭山市税条例（昭和３０年条例第１１号）の一部を次のように改正する。

第３６条の２第１項ただし書中「及び第３６条の３の３第１項」を「並びに第３６条の３の３第１項及び第２項第４号」に改める。

第３６条の３の２第１項第２号中「除き、」を「除く。次条第１項第２号において同じ。）（」に改め、「。次条第１項において同じ」を削り、同条第５項中「次条第４項」を「次条第５項」に改める。

第３６条の３の３第１項を次のように改める。

次に掲げる者（以下この条において「公的年金等受給者」という。）は、公的年金等支払者（所得税法第２０３条の６第１項に規定する申告書の提出の際に経由すべき同項に規定する公的年金等（以下この項において「公的年金等」という。）の支払者をいう。以下この条において同じ。）から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次項各号に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を経由して、市長に提出しなければならない。

（１）所得税法第２０３条の６第１項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者

（２）法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものを除く。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者であつて、特定配偶者（所得割の納税義務者（合計所得金額が９００万円以下であるものに限る。）の自己と生計を一にする配偶者（合計所得金額が９５万円以下であるものに限る。）をいう。次号及び次項第３号において同じ。）（退職手当等（第５３条の２に規定する退職手当等に限る。以下この号において同じ。）に係る所得を有するものに限る。）又は扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族であつて退職手当等に係る所得を有するものに限る。）若しくは特定親族（退職手当等に係る所得を有する者であつて、合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有するもの

（３）法の施行地において公的年金等（所得税法第２０３条の７の規定の適用を受けるものに限る。）の支払を受ける第２３条第１項第１号に掲げる者（当該年中に支払を受けるべき当該公的年金等の額がその年最初に当該公的年金等の支払を受

けるべき日の前日の現況において令第４８条の９の７の３に定める金額に満たない者を除く。）であつて、障害者、寡婦若しくはひとり親に該当するもの又は特定配偶者若しくは扶養親族（年齢１６歳未満の者又は控除対象扶養親族に限る。）若しくは特定親族（合計所得金額が８５万円以下であるものに限る。）を有するもの

第３６条の３の３第５項中「第３項」を「第４項」に改め、同項を同条第６項とし、同条第４項中「第４８条の９の７の３」を「第４８条の９の８」に改め、同項を同条第５項とし、同条中第３項を第４項とし、同条第２項中「前項」を「第１項」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書に」を「同条第１項の規定による申告書に」に、「法第３１７条の３の３第１項の規定による申告書を提出する」を「同条第１項の規定による申告書を提出する」に改め、同項を同条第３項とし、同条第１項の次に次の１項を加える。

２　前項の規定による申告書の記載事項は、次に掲げる事項とする。

（１）公的年金等支払者の名称

（２）公的年金等受給者が、法第３１４条の２第１項第６号に規定する特別障害者又はその他の障害者に該当する場合にはその旨及びその該当する事実並びに寡婦又はひとり親に該当する場合にはその旨

（３）特定配偶者の氏名

（４）扶養親族又は特定親族の氏名

（５）その他施行規則で定める事項

附則第６条中「から令和９年度まで」を「以後」に改める。

附則第７条の３第１項中「令和２０年度」を「令和２５年度」に、「令和７年」を「令和１２年」に改める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和９年１月１日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

第２条　改正後の狭山市税条例（以下「新条例」という。）第３６条の３の３第１項及び第２項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき公的年金等について提出する同条第１項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した改正前の狭山市税条例第３６条の３の３第１項の規定による申告書については、なお従前の例による。

２　新条例附則第７条の３第１項及び第２項の規定は、市民税の所得割の納税義務者が令和８年１月１日以後に所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第１２号。以下「所得税法等改正法」という。）第７条の規定による改正後の租税特別措置法（昭和３２年法律第２６号）第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第１６項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第１６項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第１７項に規定する特例既存住宅及び同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（同条第１７項の規定により同条第１項に規定する増改築等をした家屋とみなされる同条第１７項に規定する特例増改築等をした家屋を含み、当該増改築等又は当該特例増改築等に係る部分に限る。）又は同条第６項に規定する認定住宅等（同条第１８項の規定により同条第６項に規定する認定住宅等とみなされる同条第１８項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第７条の規定による改正前の租税特別措置法第４１条第１項に規定する居住用家屋（同条第２０項の規定により同条第１項に規定する居住用家屋とみなされる同条第２０項に規定する特例居住用家屋を含む。）若しくは既存住宅（同条第３５項の規定により同条第１項に規定する既存住宅とみなされる同条第３５項に規定する要耐震改修住宅を含む。）若しくは増改築等をした家屋（当該増改築等に係る部分に限る。）又は同条第１０項に規定する認定住宅等（同条第２１項の規定により同条第１０項に規定する認定住宅等とみなされる同条第２１項に規定する特例認定住宅等を含む。）を同条第１項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。

令和８年１１月２７日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

地方税法の改正に伴い、個人市民税について、扶養親族等申告書に係る規定を改め、医療費控除の特例及び住宅借入金等特別税額控除の適用期限を延長するとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第８１号

狭山市こども医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市こども医療費支給条例（昭和４８年条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第３条中「。以下「対象者」という」を削る。

第５条第１項中「対象者」を「受給者（次条第３項の規定により受給者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。）」に改め、同条第２項中「次条第４項に規定する」を削り、同条第３項中「対象者」を「受給者」に改める。

第６条第２項本文中「に規定する」を「の規定による」に、「受給資格者」を「こども医療費の受給資格のある者」に改め、同項ただし書中「受給資格者」を「こども医療費の受給資格のある者」に改め、同条第３項中「受給資格者として」を「こども医療費の受給資格のある者として」に、「ときは、当該受給資格者」を「者」に改め、同条第４項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

こども医療費に係る受給資格について、オンラインによる確認に対応するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第８２号

狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成４年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「次条第３項に規定する受給者」を「受給者（次条第１項の規定により受給者証の交付を受けた者をいう。以下同じ。）」に改める。

第５条第２項中「対象者でないと」を「受給者証を交付しないことを」に改め、同条第３項を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和８年１１月２７日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

ひとり親家庭等医療費に係る受給資格について、オンラインによる確認に対応するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第８３号

狭山市市民交流センター及び狭山市駅西口市民広場の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

記

１　施設の名称

狭山市市民交流センター及び狭山市駅西口市民広場

２　指定管理者として指定するもの

ＳＨＩＮＥグループ

代表者　埼玉県さいたま市桜区田島９丁目３１番１号

株式会社セイウン

代表取締役　黒　川　晴　予

構成員　東京都港区芝浦３丁目４番１号

株式会社ＮＴＴファシリティーズ

代表取締役　川　口　　晋

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

令和８年１１月２７日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市市民交流センター及び狭山市駅西口市民広場の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第８４号

狭山市立山王小学童保育室の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４４条の２第６項の規定により、議会の議決を求める。

記

１　施設の名称

狭山市立山王小学童保育室

２　指定管理者として指定するもの

東京都調布市調布ヶ丘３丁目６番地３

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

代表取締役　山　田　智　治

３　指定の期間

令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで

令和８年１１月２７日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市立山王小学童保育室の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。

議案第８５号

埼玉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更について

地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定により、令和９年３月３１日をもって、埼玉県市町村総合事務組合から久喜宮代衛生組合が脱退し、埼玉県市町村総合事務組合規約を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和８年１１月２７日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

令和９年３月３１日をもって、埼玉県市町村総合事務組合から久喜宮代衛生組合が脱退すること及び埼玉県市町村総合事務組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第２９０条の規定により、この案を提出するものである。

別紙

埼玉県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約

埼玉県市町村総合事務組合規約（平成１８年指令市第７４５号）の一部を次のように変更する。

別表第１及び別表第２第４条第１号に掲げる事務の項組合市町村の欄中「蓮田白岡衛生組合　久喜宮代衛生組合」を「蓮田白岡衛生組合」に改める。

附　則

この規約は、令和９年４月１日から施行する。

議案第８６号

令和８年度狭山市一般会計補正予算（第３号）

補正予算別冊のとおり

令和８年１１月２７日提出

狭山市長　小谷野　　剛

令和８年度狭山市一般会計補正予算（第３号）

令和８年度狭山市一般会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９８０，３３５千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５９，１００，１８５千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更は、「第３表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16　国庫支出金		9,818,934	639,053	10,457,987
	1　国庫負担金	8,199,139	577,870	8,777,009
	2　国庫補助金	1,579,177	61,183	1,640,360
17　県支出金		4,699,888	281,526	4,981,414
	1　県負担金	3,190,516	288,935	3,479,451
	2　県補助金	1,222,694	△7,409	1,215,285
18　財産収入		306,688	36,545	343,233
	2　財産売払収入	167,006	36,545	203,551
20　繰入金		2,788,354	2,311	2,790,665
	2　基金繰入金	2,467,275	2,311	2,469,586
23　市　　債		2,043,400	20,900	2,064,300
	1　市　　債	2,043,400	20,900	2,064,300
歳　　入　　合　　計		58,119,850	980,335	59,100,185

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総務費		8,515,198	227,422	8,742,620
	1　総務管理費	7,300,257	225,722	7,525,979
	3　戸籍住民基本台帳費	449,054	1,700	450,754
3　民生費		27,329,073	740,174	28,069,247
	1　社会福祉費	12,956,622	163,313	13,119,935
	2　児童福祉費	11,778,419	569,032	12,347,451
	3　生活保護費	2,587,590	7,829	2,595,419
4　衛生費		4,751,736	1,273	4,753,009
	1　保健衛生費	2,445,301	1,273	2,446,574
8　土木費		3,793,458	6,956	3,800,414
	1　土木管理費	256,836	△11,401	245,435
	2　道路橋りょう費	1,267,791	△21,732	1,246,059
	3　都市計画費	2,022,504	40,089	2,062,593
10　教育費		6,615,861	4,510	6,620,371
	2　小学校費	1,119,371	4,510	1,123,881
	6　保健体育費	1,786,467	0	1,786,467
歳　出　合　計		58,119,850	980,335	59,100,185

第２表　債務負担行為補正

追　加

（単位：千円）

事　　項	期　　間	限　度　額
証明書コンビニ交付システム更新事業費	令和　８年度から 令和　９年度まで	３２，３９３
市民会館外壁改修工事費	令和　８年度から 令和　９年度まで	４１，１９６
市民交流センター等指定管理料	令和　８年度から 令和１３年度まで	８９６，７０２
柏原保育所空調設備改修工事費	令和　８年度から 令和　９年度まで	２４，００２
山王小学童保育室指定管理料	令和　８年度から 令和１３年度まで	２２０，７０５
ふれあい健康センターＰＦＩ（ＲＯ方式）事業費	令和　８年度から 令和２４年度まで	４，１５２，１５７千円に金利変動及び物価変動による増減額並びに当該増減額に係る消費税及び地方消費税による増減額を加算した額
狭山市道路施設等包括的民間管理委託料	令和　８年度から 令和１１年度まで	４０，１４０

第３表　地方債補正

変　更

（単位：千円）

起債の目的	区　分	限度額	起債の方法	利　　率	償　還　の　方　法
道路改良事業費	補正前	108,900	普通貸借又は証券発行	４．０％以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利借換えすることができる。
	補正後	89,300	同　上	同　　上	同　　上
入間川入曽線整備事業費	補正前	141,000	同　上	同　　上	同　　上
	補正後	181,500	同　上	同　　上	同　　上

議案第８７号

令和８年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

補正予算別冊のとおり

令和８年１１月２７日提出

狭山市長　小谷野　　剛

令和８年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和８年度狭山市国民健康保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６，７４８千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１４，７５７，２７６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

別表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
5　繰入金		957,919	6,748	964,667
	2　基金繰入金	1	6,748	6,749
歳入合計		14,750,528	6,748	14,757,276

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1　総務費		87,197	6,748	93,945
	1　総務管理費	65,092	6,748	71,840
歳出合計		14,750,528	6,748	14,757,276

議案第８８号

狭山市立柏原中学校除湿温度保持工事（機械設備）請負契約の締結について

下記のとおり請負契約を締結したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和３９年条例第４号）第２条の規定により、議会の議決を求める。

記

１　契約の目的　　狭山市立柏原中学校除湿温度保持工事（機械設備）
（工事場所　狭山市柏原２５２０番地１１）
２　契約の方法　　一般競争入札
３　契約金額　　２９５，３５０，０００円
４　契約の相手方　　埼玉県狭山市柏原１５２４番地の１５
クボタ設備株式会社
代表取締役　久保田　　明

令和８年１１月２７日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市立柏原中学校除湿温度保持工事（機械設備）について、請負契約を締結したいので、条例の定めるところにより、この案を提出するものである。

議案第８９号

市道路線の廃止について

下記の市道の路線を廃止したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	重要な経過地
	終点	
Ｆ第８３１号線	狭山市大字笹井字八木前２８７２番地先	
	狭山市大字笹井字八木前２８７２番地先	
Ｆ第８３２号線	狭山市大字笹井字八木前２８７３番地先	
	狭山市大字笹井字八木前２８７３番地先	

令和８年１１月２７日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

法人からの道路敷地買取申請により市道の路線を廃止したいので、この案を提出するものである。

議案第９０号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

記

路　線　名	起　点	重要な経過地
	終　点	
Ｂ第７５４号線	狭山市大字北入曽字中原２６２番２地先	
	狭山市大字北入曽字中原２６２番２地先	

令和８年１１月２７日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

開発行為により新設された路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。

議案第９１号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点	重要な経過地
	終点	
Ｂ第７５５号線	狭山市大字南入曽字前原３８０番６３地先	
	狭山市大字南入曽字前原３８０番４８地先	

令和８年１１月２７日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

開発行為により新設された路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。